

平成 29 年度法学部編入学試験【出題の意図】

法学概論

両問とも、法の適用に関する基本的知識を備えているかを確認するための出題である。第 1 問は、法の欠缺の意義を問い、法の欠缺がある場合、裁判官は、慣習法、事実たる慣習を調べ、それらも存在しないときは、条理に基づいて紛争解決のための実体的基準を発見すべきものとされる。第 2 問は、契約は、その成立過程において、要式行為であれば様式に従い、意思無能力、錯誤、無権代理などのような無効事由がなく、行為無能力、詐欺・強迫などのような取消し原因がないためこれを取消することができず、その内容において、公の秩序または善良の風俗および強行規定に違反するものでない限り、当事者間で合意解除があった場合を除き、任意規定に代わって、契約当事者を拘束する法規範となるという、契約自由の原則の具体的内容の説明を求めるものである。

一般教養

本問では、社会科学的検討の重要な基盤である言語と「事実」との関係めぐって、今日どのような論争が行われているかを説明する文章を素材にしながら、一般教養的な知識と、文章を的確かつ内在的に理解するうえでの基礎的読解力とが解答者に備わっているかをみようとしている。